

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書
-------	--

《使用目的等》

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次の A 又は B に掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください（この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。）。

なお、この届出書の提出期限は、次の A 又は B に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から 2 月以内

《記載要領等》

- 1 贈与税について届出をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」及び「第 28 項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」及び「第 23 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書の添付書類は『耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書』の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に

＜耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書 記載要領等＞

添付して提出してください。

- 6 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。